

令和元年12月 2日開会

令和元年12月18日閉会

令和元年第4回(12月)定例会

川根本町議会

令和元年第4回（12月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（12月2日）

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第49号の上程、説明、質疑、委員会付託	7
○議案第50号の上程、説明、質疑、委員会付託	7
○議案第51号の上程、説明、質疑、委員会付託	8
○議案第52号の上程、説明	9
○議案第53号の上程、説明	10
○議案第54号の上程、説明	10
○議案第55号の上程、説明	11
○議案第56号の上程、説明	11
○議案第57号の上程、説明	12
○議案第58号の上程、説明	13
○議案第59号の上程、説明	14
○議案第60号の上程、説明	14
○議案第61号の上程、説明	15
○議案第62号の上程、説明	15
○議案第63号の上程、説明	16
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○散 会	17

第 2 号（12月9日）

○開 議	21
○議事日程の報告	21
○諸般の報告	21

○議案第 5 1 号の質疑、討論、採決	2 1
○議案第 5 2 号の質疑、討論、採決	2 3
○議案第 5 3 号の質疑、討論、採決	2 4
○議案第 5 4 号の質疑、討論、採決	2 5
○議案第 5 5 号の質疑、討論、採決	2 5
○議案第 5 6 号の質疑、討論、採決	2 6
○議案第 5 7 号の質疑、討論、採決	2 7
○議案第 5 8 号の質疑、討論、採決	2 7
○議案第 5 9 号の質疑、討論、採決	2 8
○議案第 6 0 号の質疑、討論、採決	2 9
○議案第 6 1 号の質疑、討論、採決	2 9
○議案第 6 2 号の質疑、討論、採決	3 0
○議案第 6 3 号の質疑、討論、採決	3 1
○散 会	3 2

第 3 号 (1 2 月 1 8 日)

○開 議	3 5
○議事日程の報告	3 5
○諸般の報告	3 5
○一般質問	3 5
中 澤 莊 也 君	3 5
澤 西 省 司 君	4 8
○議案第 4 9 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	5 8
○議案第 5 0 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	6 0
○川根本町議会議員派遣の件	6 1
○閉 会	6 1

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	中	原		緑	君
2番	澤	西	省	司	君
3番	石	山	貴美夫		君
4番	杉	山	広	充	君
5番	坂	本	政	司	君
6番	野	口	直	次	君
7番	中	澤	莊	也	君
8番	太	田	侑	孝	君
9番	山	本	信	之	君
10番	中	田	隆	幸	君
11番	中	野		暉	君
12番	藪	田	靖	邦	君

不応招議員（なし）

令和元年第4回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和元年12月2日(月)午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第49号 川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第50号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第5 議案第51号 川根本町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第6 議案第52号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第53号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第54号 川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第55号 川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第56号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町奥大井もりのくに)
- 日程第12 議案第58号 令和元年度川根本町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第59号 令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第60号 令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第61号 令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第62号 令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第63号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 発議第4号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員（12名）

1番	中原	緑	君	2番	澤西	省司	君
3番	石山	貴美夫	君	4番	杉山	広充	君
5番	坂本	政司	君	6番	野口	直次	君
7番	中澤	莊也	君	8番	太田	侑孝	君
9番	山本	信之	君	10番	中田	隆幸	君
11番	中野	暉	君	12番	藺田	靖邦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫	君	副町長	森紀代志	君
教育長	大橋慶士	君	総務課長	野崎郁徳	君
企画課長	大村妃佐良	君	情報政策課長	山田貴之	君
税務住民課長	坂下誠	君	くらし環境課長	梶山正幸	君
健康福祉課長	北原徳博	君	高齢者福祉課長	海老名重徳	君
農林課長	後藤泰久	君	建設課長	大村浩美	君
総合支所長兼 観光商工課長	中野裕文	君	教育総務課長	森下育昭	君
社会教育課長	平松敏浩	君	会計管理者兼 会計課長	藪下和英	君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木浩之

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（藺田靖邦君） ただいまから、令和元年第4回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（藺田靖邦君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（藺田靖邦君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

11月27日、町長から第4回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案15件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査結果について報告がありました。内容はお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（藺田靖邦君） 今期定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

日ごろは議会の皆様方には行政に対しましても、大変温かい御支援をいただいておりますことをこの場をおかりいたしまして、お礼を申し上げたいというふうに思っております。

なお、30日には市町の駅伝がございました。大変多くの選手の皆さんが力いっぱい頑張ってくださいまして、敢闘賞をいただいたということで、大変素晴らしいなというふうに思っております。

その中で、私たち行政も、また、議会の皆さんもちょうど折り返し地点に来たというような時期になりました。これからも駅伝同様、素晴らしいたすきをそれぞれの皆さんに伝えていくような形になればありがたいなというふうに思っております。

どうか令和の時代にふさわしい、そのような行政を進めていきたいというふうに思っておりますので、今まで同様の温かい御支援、御協力をお願い申し上げまして、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。

本日はまことにありがとうございます。よろしく願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藺田靖邦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、坂本政司君、6番、野口直次君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（藺田靖邦君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの17日間にしたいと思います。

御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月18日までの17日間に決定しました。



◎日程第3 議案第49号 川根本町会計年度任用職員の給与及び費用
弁償に関する条例の制定について

○議長（藺田靖邦君） 日程第3、議案第49号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第49号です。提案理由の説明をさせていただきます。

川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、説明をさせていただきます。

非常勤職員等に適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法の改正により会計年度任用職員制度が創設をされ、令和2年度当初より施行となることに伴い、勤務条件等を規定する条例が必要となることから、今回新たに条例を制定するものであります。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第49号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第4 議案第50号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正
する法律の施行に伴う関係条例の整備に関
する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第4、議案第50号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第50号です。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日より施行され、会計年度任用職員制度の運用が始まることにより改正が必要となる条例について、本条例を制定することにより、関係条例を一括して改正をするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第50号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

◇

◎日程第5 議案第51号 川根本町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（藺田靖邦君） 日程第5、議案第51号、川根本町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第51号です。

川根本町森林環境譲与税基金条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条の規定に基づき、川根本町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、新たな基金を設置するための関係条例を制定するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第51号、川根本町森林環境譲与税基金条例の制定については、第2常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、川根本町森林環境譲与税基金条例の制定については、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第6 議案第52号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第6、議案第52号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第52号です。

川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

人事院は去る8月7日に本年度の国家公務員給与につきまして、民間給与との均衡を図る観点から若年層の俸給表の水準を引き上げるとともに、住居手当の家賃額の下限の引き上げ及び特別給の支給月数を0.05月分引き上げるといった内容の勧告を行ったところであります。

町としましては、公務員が労働基準権の制約を受け、その代償措置の根幹をなす人事院勧

告を尊重し、国の基準に従いまして改正をさせていただくものであります。

また、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しに伴い、関連する地方公務員法が改正されたことに伴い、本条例においても関連部分を改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 議案第53号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第7、議案第53号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第53号です。

川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は令和元年8月の人事院勧告により、国家公務員の給与の引き上げが行われたことを受け、川根本町においても国と同様に特別職の期末手当の支給率を年間0.05月引き上げ、年間4.50月分となる改正をするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第54号 川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第8、議案第54号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第54号です。

川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

ます。

成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しに伴い、関連する地方公務員法の改正がされたことを受け、本条例の一部を改正するものがあります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第55号 川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例
の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第9、議案第55号、川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第55号です。

川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成31年1月30日に公布をされ、平成31年4月1日より施行をされました。

このことに伴い、町災害弔慰金の支給等に関する条例との整合性を図る必要性から所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、上位法の改正に伴い、災害援護資金制度について、月賦償還による償還方法を追加するとともに、連帯保証人の必置義務を撤廃する制度改正により、災害援護資金の貸し付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実強化を図るため改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 議案第56号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を
改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第10、議案第56号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第56号です。

川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、概要について説明をさせていただきます。

現在の指定給水装置工事事業者制度につきましては、平成8年の水道法改正により導入されましたが、指定の有効期間がなく、廃止・休止が反映されにくく、実態を把握することが困難な状況であり、実態との乖離が生じているところであります。

今回、水道法の改正を受け、同法第25条の3の2関係により、水道法第16条の2第1項による指定給水装置工事事業者の有効期間を設けるものであります。

指定の効力は5年とされ、有効期間内に更新を受けない場合にはその効力を失うものとされております。

これにより新規指定時の手数料と同様に更新手数料を定めることとなり、手数料は地方公共団体（水道事業者）が特定の者のために行う事務に対する対価として徴収するものであり、地方自治法第228条の規定に基づき、条例で定めなければならないとされているところであります。

手数料額につきましては、新規指定手数料及び更新手数料とも1万円とするものであります。現在、新規手数料1万円、新規指定と更新事務に関しては、同等な事務を行うことから、手数料につきましても同額とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜るようお願い申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第11 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町奥大井もりのくに）

○議長（藺田靖邦君） 日程第11、議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町奥大井もりのくに）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第57号です。

公の施設の指定管理者の指定について、概要について説明をさせていただきます。

川根本町奥大井もりのくににつきましては、令和2年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、株式会社時之栖、代表取締役庄司政史氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月20日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、審査を行った結果、当該施設の指定管理者として申請者を選定したところであります。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第12 議案第58号 令和元年度川根本町一般会計補正予算
(第4号)

○議長（藺田靖邦君） 日程第12、議案第58号、令和元年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第58号です。

令和元年度川根本町一般会計補正予算（第4号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,815万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億3,184万2,000円としたいものであります。

今回の補正は、若年がん患者支援のための助成事業や町立保育園の照明LED化工事費の追加、当初予定よりも増加しているふるさと納税に対応するため、返礼品等関係費用の増額、森林環境譲与税の基金創設、災害対策として機動力を発揮するポータブル蓄電池の購入、職員人件費において、当初予算と人事異動による人事配置の差異の修正に加え、人事院勧告に基づく職員人件費の補正が主な内容となっております。

第2表の債務負担行為補正につきましては、次年度以降に予定をしております事業で、その性質から今年度中に契約締結する必要のある備品借り上げ1件と業務委託3件を追加計上しているところであります。

第3表の地方債補正につきましては、林道千頭嶺線災害復旧工事の測量設計業務に充当予定の災害復旧事業債を追加計上しております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第59号 令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第13、議案第59号、令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第59号です。

令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ363万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億394万1,000円としたいものであります。

今回の補正は、オンライン資格確認等導入に伴うシステム改修や外国人在留資格に関する連携項目追加に伴うシステム改修の追加、人事異動や人事院勧告に基づく職員人件費の補正となっており、システム改修につきましては両件とも全額、国庫補助金で実施する事業となっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第60号 令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第14、議案第60号、令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第60号です。

令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要につきまして、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,833万7,000円としたいものであります。

今回の補正は介護保険システムの改修、職員人件費において当初予算と人事配置との差異修正に加え、人事院勧告に基づく補正を計上したほか、財源更正のための基金積立金の増額となっております。

なお、システム改修につきましては、3分の2、国庫補助金で対応するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第61号 令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第15、議案第61号、令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第61号です。

令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,846万7,000円としたいものであります。

今回の補正は、当初予算と人事配置との差異修正に加え、人事院勧告に基づく職員人件費の補正となっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第16 議案第62号 令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第16、議案第62号、令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第62号です。

令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ295

万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,865万7,000円としたいものであります。

今回の補正は、当初予算と人事配置との差異修正に加え、人事院勧告に基づく職員人件費の補正となっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第17 議案第63号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第17、議案第63号、令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第63号です。

令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ199万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,483万6,000円としたいものであります。

今回の補正は、患者数の増加に伴う臨時職員賃金や検査手数料、遠隔診療支援業務の増額、職員人件費において、同じく患者数増加に伴い時間外手当等の増額補正に加え、人事院勧告に伴う職員人件費の改定分を含んだ補正となっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第18 発議第4号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第18、発議第4号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、発議第4号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎散 会

○議長(藺田靖邦君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は12月9日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時37分

令和元年第4回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和元年12月9日(月)午前9時開議

- 日程第 1 議案第51号 川根本町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 2 議案第52号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第53号 川根本町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第54号 川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第55号 川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第56号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について
(川根本町奥大井もりのくに)
- 日程第 8 議案第58号 令和元年度川根本町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 9 議案第59号 令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第60号 令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第61号 令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第62号 令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第63号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第3号)

出席議員（12名）

1番	中原	緑	君	2番	澤西	省	司	君
3番	石山	貴美夫	君	4番	杉山	広	充	君
5番	坂本	政司	君	6番	野口	直	次	君
7番	中澤	莊也	君	8番	太田	侑	孝	君
9番	山本	信之	君	10番	中田	隆	幸	君
11番	中野	暉	君	12番	藺田	靖	邦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木	敏夫	君	副町長	森	紀代志	君
教育長	大橋	慶士	君	総務課長	野崎	郁徳	君
企画課長	大村	妃佐良	君	情報政策課長	山田	貴之	君
税務住民課長	坂下	誠	君	くらし環境課長	梶山	正幸	君
健康福祉課長	北原	徳博	君	高齢者福祉課長	海老名	重徳	君
農林課長	後藤	泰久	君	建設課長	大村	浩美	君
総合支所長兼 観光商工課長	中野	裕文	君	教育総務課長	森下	育昭	君
社会教育課長	平松	敏浩	君	会計管理者兼 会計課長	藪下	和英	君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 浩之

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は12月2日の日と同様ですので、御了承願います。

◎諸般の報告

- 議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。
12月2日の本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受け、その後、議
会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議いただきま
した。
6日には、第1、第2常任委員会を開催し、委員会付託議案について審査を行っていただ
きました。誠にありがとうございました。
以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 議案第51号 川根本町森林環境譲与税基金条例の制定に
ついて

- 議長（藺田靖邦君） 日程第1、議案第51号、川根本町森林環境譲与税基金条例の制定につ
いてを議題とします。
本案について、第2常任委員長の報告を求めます。第2常任委員長、野口直次君。
○第2常任委員長（野口直次君） それでは、本定例会で第2常任委員会に付託されました事
件について、会議規則第77条の規定により、報告いたします。
12月2日の本会議において、議案第51号、川根本町森林環境譲与税基金条例の制定につい
ての付託を受け、審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告させていただ

きます。

審査は、令和元年12月6日金曜日午前9時から9時25分まで実施いたしました。審査の場所は、川根本町役場本庁3階大会議室です。出席者は私を含め、第2常任委員会委員6名全員と議長です。また、傍聴者は、当委員会の委員ではない4名の議員と一般の傍聴者2名でした。また、町長、副町長のほか、説明員といたしまして、後藤農林課長が出席しております。

審査の主たる内容を報告いたします。

審査は、担当から詳細な説明を受け、それに対する委員からの質疑、行政側の答弁という形で進めさせていただきました。

以降においては、質疑、答弁についての報告をいたします。

問い、基金条例の目的に基づく具体的な事業内容を説明を願いたい。

答え、使途は林業振興対策協議会に諮り、進めていく。令和元年度は各地区の要望により、里山整備事業と危険木の伐採を進めている。桑野山貯木場整備も同時に進めていく計画である。長期的には町が経営管理をする新たな森林経営管理制度に対応していくことになる。

問い、林業者の人材育成について説明願いたい。

答え、現在、森林環境税積算上の林業就業者は62名である。町には林業振興基金があり、人材育成は林業振興基金による事業が主体となる。

問い、山林相続の手続の状況についての町の考え方を伺う。

答え、山林の把握については、航空レーザー計測で境界を明確にする試みも行われている。所有の移動については届出制度で対応している。

問い、森林整備においては、植える、育てる、伐るの手順があります。当基金の対象であると考えられるが、林道整備を含めて基金の対象となる森林整備の作業内容について具体的に説明を願いたい。

答えといたしまして、森林環境譲与税の使途については、森林環境税の趣旨に則して、市町村により決定をすることになっている。森林環境税の使途として説明ができる内容とされているが、既存事業に振り替えて充てることは好ましくないという指導がある。

問い、既存林道の整備についてはできないということではよろしいか。

答えといたしまして、状況によるものと解釈している。

続きまして、問い、事業の担い手としては森林組合おおいがわとなることが想定されるが、森林組合は人員的に対応できるのか。

答え、森林組合おおいがわの管轄エリアは、川根本町、島田市、藤枝市の2市1町であり、組合員としては、管轄他市町の対応状況を踏まえて、人員配備などを考えていくこととしている模様である。

問い、近隣他市町の制度の運用の状況はどうか。

答え、本町と同様に基金を創設して、事業を実施していくこととしている。

以上であります。

審査後の討論はなく、採決は起立によって行い、起立全員で原案どおり可決いたしました。

以上で、議案第51号の委員会付託に関する第2常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（藺田靖邦君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号、川根本町森林環境譲与税基金条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第51号、川根本町森林環境譲与税基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。



◎日程第2 議案第52号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第2、議案第52号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第52号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第53号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(藺田靖邦君) 日程第3、議案第53号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第53号、川根本町特別職の職員で常勤のものゝ給料等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第54号 川根本町職員の旅費に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第4、議案第54号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第54号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第55号 川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例
の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第5、議案第55号、川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号、川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第55号、川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第56号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長(藺田靖邦君) 日程第6、議案第56号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第56号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町奥大井もりのくに)

○議長(藺田靖邦君) 日程第7、議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町奥大井もりのくに)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町奥大井もりのくに)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町奥大井もりのくに)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第58号 令和元年度川根本町一般会計補正予算(第4号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第8、議案第58号、令和元年度川根本町一般会計補正予算(第4

号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号、令和元年度川根本町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第58号、令和元年度川根本町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第59号 令和元年度川根本町国民健康保険事業特別
会計補正予算(第2号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第9、議案第59号、令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号、令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第59号、令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第60号 令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第10、議案第60号、令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号、令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第60号、令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第61号 令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長（藺田靖邦君） 日程第11、議案第61号、令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号、令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第61号、令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第62号 令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第12、議案第62号、令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号、令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第62号、令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第63号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第13、議案第63号、令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号、令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第63号、令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（藺田靖邦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、12月18日午前9時に開会し、一般質問及び議案第49号、議案第50号の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時26分

令和元年第4回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和元年12月18日(水)午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第49号 川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第50号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 4 川根本町議会議員派遣の件

出席議員（12名）

1番	中原	緑	君	2番	澤	西省	司	君	
3番	石山	貴美夫	君	4番	杉	山	広	充	君
5番	坂本	政司	君	6番	野	口	直	次	君
7番	中澤	莊也	君	8番	太	田	侑	孝	君
9番	山本	信之	君	10番	中	田	隆	幸	君
11番	中野	暉	君	12番	藪	田	靖	邦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木	敏夫	君	副町長	森	紀代志	君
教育長	大橋	慶士	君	総務課長	野崎	郁徳	君
企画課長	大村	妃佐良	君	情報政策課長	山田	貴之	君
税務住民課長	坂下	誠	君	くらし環境課長	梶山	正幸	君
高齢者福祉課長	海老名	重徳	君	農林課長	後藤	泰久	君
建設課長	大村	浩美	君	総合支所長兼観光商工課長	中野	裕文	君
教育総務課長	森下	育昭	君	社会教育課長	平松	敏浩	君
会計管理者兼会計課長	藪下	和英	君				

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 浩之

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承願います。

◎諸般の報告

- 議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。
12月9日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程等について御協議いただきました。
また、議会広報委員会の皆様には、議会だより速報版の作成を行っていただきました。ありがとうございました。
次に、監査委員から、令和元年度定期監査について、並びに例月出納検査結果について報告がありました。内容は、お手元に配付のとおりです。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 一般質問

- 議長（藺田靖邦君） 日程第1、一般質問を行います。
通告制により通告された質問者は、中澤莊也君、澤西省司君であります。順番に発言を許します。
再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。
なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いいたします。
7番、中澤莊也君、発言を許します。7番、中澤莊也君。
○7番（中澤莊也君） 改めまして、皆さん、おはようございます。久しぶりの質問でありま

すので、少し緊張しておりますが、初心に戻って質問をさせていただきたいと思います。

7番、中澤 莊也です。一般質問の通告書に従って、質問を行います。

質問事項は、避難行動要支援者への支援体制の整備ということで4点、空き家・耕作放棄地対策の推進ということで5点の質問を行います。

最初に、避難行動要支援者への支援体制の整備ということで質問を行います。

令和に入り、相次いで日本を襲った大型の台風15号、19号、10月25日から26日の集中豪雨は、土砂災害や河川の氾濫等を引き起こし、とうとい生命・財産を奪い、日本列島に大きな爪跡を残しました。これらの台風等により亡くなられた方々の6割以上が65歳であり、近所の呼びかけにも応えることができなく、自宅で亡くなられた高齢者の方もいらっしゃいました。迫りくる大水の恐怖におびえながら必死に死の恐怖に耐え、助けが来るのを待ち望んでおられた高齢者のことを思うと、今回の台風被害を他人事として捉えるわけにはいきません。「対岸の火事」として考えてはならないのです。

高齢化率が48.4%と、県下で西伊豆町に次いで2番目に高く、75歳以上の後期高齢化率が30.7%と県下で最も高い我が町において、いつ何どき訪れてもおかしくない台風等の自然災害において、高齢者等の災害弱者、特に避難行動要支援者と言われる人たちが避難指示等に基づき、安全に迅速に避難でき、日常生活と変わらぬ避難生活を送れるような支援体制の整備を早急に行う必要があると考えます。

川根本町地域防災計画に記載されている要配慮者、特に災害時において自ら避難することが困難である避難行動要支援者に対する支援計画を実効あるものにするため、一人一人の避難方法等について、避難支援計画の個別計画を策定する考えはないでしょうか。

高齢者等への情報の伝達方法は。

一つ、障害のある高齢者等の避難誘導は。

一つ、避難所生活における配慮、支援は。

一つ、被災後における日常生活の支援はということで質問を行います。

次に、空き家・耕作放棄地対策の推進について質問を行います。

少子超高齢社会の流れの中で、年々増え続ける空き家、耕作放棄地、特に相続放棄されたり所有者不明の土地・建物は、防犯、防災の面や周辺的生活環境の悪化を招くおそれがあり、我が町においてだけでなく、全国的に大きな社会問題となっております。

増え続ける空き家、耕作放棄地を資源として活用することが、町の活性化につながると考えております。

一つ、空き家の解体、除去の費用に対する助成を行う考えはあるか。

一つ、農地を転用して宅地等として利用する場合の土地造成費等を助成する考えはあるか。

一つ、法的権利者として相続放棄された土地の財産管理人の選任を申し出る考えはあるか。

一つ、特定空家等の認定基準は。

一つ、特定空家に認定された空き家の取り扱いについてを伺います。

行政側からの明確かつ前向きな答弁を期待し、私の最初の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、中澤議員の質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

その前に一つだけお断りをおきますけれども、きょう、北原健康福祉課長が体調不良のため欠席ということになっております。詳細について、私の届かないところは、ほかの課長にも補足をお願いさせていただくということで御了解いただきたいというふうに思っております。

それでは、まず中澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

避難行動要支援者への支援体制の整備についての質問がございました。

災害発生時等におきまして、避難行動への支援を要する方々への対応を整えていくことは、大変重要な課題であると認識しているところであります。議員が在職中にもその対応策の構築を手がけられたという業務であることはお聞きをしております。

個別計画の策定につきましては、平成22年3月に町災害時要援護者避難支援計画を策定するとともに、要介護3以上、身体障害者1・2級などを対象に、地区民生委員に協力を仰ぎ、避難行動要支援者となりそうな方へ作成への同意を働きかけ、既に作成をしているというところでございます。

個別計画には、議員が言われるとおり、要援護者一人一人の支援に必要な情報である家族情報、緊急時の連絡先、情報伝達の流れ、避難誘導時の支援情報、避難先での支援情報、避難支援者情報、避難場所、避難経路等が具体的に掲載をされているものであります。この個別計画は、平時には民生委員と役場にて保管しておりますが、災害時には、個別計画に記載をされました情報を活用し、自主防災組織、消防団等に提供し、関係機関の協力を得て、要支援者の支援ができるように備えを行っているところであります。また、記載されている情報につきましては、関係機関の協力を仰ぎ、毎年、情報の更新を実施をしているというところであります。

被災後における日常生活等の支援につきましては、個別計画の情報をもとに、生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行っていくものとしておるところであります。

なお、詳細に関する質問につきましては、後ほど課長のほうから説明をさせていただきます。

次に、空き家・耕作放棄地に関する質問がございました。

議員が御指摘のとおり、町内には、様々な理由から空き家、耕作放棄地となっている事案が複数生じておることは事実でございます。これらは議員が言われるように、広い意味での

資源といった見方もできるでしょうが、忘れてならないのは、やはり大原則として個人の資産であるということがございます。

しかしながら、全国では適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の面で周辺地域住民の生活環境に影響を及ぼす事例が発生していることから、平成26年に地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進することを目的といたしました空家等対策の推進に関する特別措置法が制定をされました。この法律によりまして、市町村が空き家等に関して必要な措置を講ずるべき義務といたしまして、第4条において、空家等対策計画の作成及びこれに基づく空き家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるということが規定をされております。

現在、町では、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家等の解消や、空き家等の利活用促進などの空き家対策のための施策を総合的かつ計画的に推進をしていくため、川根本町空家等対策計画（仮称）でございますけれども、策定を進めているというところであります。

なお、議員より質問のありました個別事項につきましては、担当課長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、先ほど町長が申し上げましたとおり、健康福祉課長、本日欠席でございますので、私のほうから関係する部分について御答弁させていただきます。

まず、中澤議員から御質問がありました四つの項目の中の一つ目と二つ目、高齢者等への情報の伝達方法についてと障害のある高齢者の避難誘導についての御質問でございますが、避難行動要支援者は、一人一人様々な状況の方がおられます。先ほど町長が申し上げましたとおり、既に策定してあります個別計画においては、支援者一人一人の支援に必要な情報である、ここで言いますところの情報の伝達の流れでありますとか、避難誘導時の支援情報について記載をされております。この情報をもとに、実際の避難支援行動を担う地域自主防災組織、消防団等の関係機関に協力を仰ぎ、避難支援をしていくものというふうに考えております。

次に、3点目の避難所生活における配慮、支援の御質問でございました。

様々な災害において、どのような配慮が必要な方が避難してくるかも含め、様々な想定が求められることとなります。先ほど申し上げましたとおり、個別計画においても情報をもとに関係機関と協力して、円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう支援対策を実施していきたいと考えております。

また、町の地域防災計画の中で、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者に配慮をして、例えば被災地以外の地域にあるものも含めて、旅館でありますとかホテル等の宿泊施設を避難場所として一時的に借り上げる等の多様な避難場所の確保に努めるものとしているほか、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるために、社会福祉施設等を福祉避難所として指定をさせていただきます。そこでの確保も含めて対応しておると

ころでございます。

このように災害時においては、地域防災計画ほかに沿って、避難所においては要配慮者等の様々な状況に配慮した支援を行っていくものとしております。

4点目の被災後における日常生活等の支援についての御質問であります。要配慮者は、生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりは困難であると、そういうことがありますので、生活環境の変化や心理的な不安等の理由から、身体、精神に変調を来した被災者が災害から早期に立ち直れるように、メンタルヘルスケアの精神的支援の実施や巡回訪問といった形の在宅福祉サービスの充実強化を図り、健康管理体制としての様々な指導を実施していくことによって、懸念される対応についても対策をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 空き家・耕作放棄地についての個別質問に対しまして、お答えさせていただきます。

まず、空き家の解体・除去の費用助成に関する御質問であります。空き家及び土地につきましては個人の資産であり、解体・除去後に宅地としての売却も考えられることから、解体・除去に対しての助成は考えておりません。

なお、解体・除去後に住宅を新築される場合には、川根本町定住促進建設事業費補助金により支援をさせていただいております。

次に、農地を転用して宅地等として利用する場合の土地造成等を助成する考えはあるかという御質問についてであります。

もとがどのような土地であれ、宅地として住宅を建設する場合には、敷地造成を含め、さきにも御回答させていただきましたように、川根本町定住促進建設事業費補助金において支援のほうを行わせていただいております。

農地からの転用による住宅建設に対しまして、住宅造成等の加算は考えておりません。

3点目の法的権利者として、相続放棄された土地等の財産管理人の選任についてお答えさせていただきます。

所有者不明な土地が増加していることから、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が平成30年6月13日に制定され、同法第38条におきまして、国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、所有者不明土地につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法第25条第1項の規定による命令又は同法第952条第1項の規定による相続財産の管理人の選任の請求をすることができるものと規定されております。民法第952条第1項では、相続財産の管理人選任の申し立てができるものは利害関係人又は検察官とあるものが、地方公共団体の長も請求できるとされました。

財産管理人の目的は、原則として所有者不明土地の財産を維持・保全することにあります。一方、申立人が財産管理人選任の申し立てをする目的には、所有者不明財産の売却等の処分行為を目的とする場合があると考えられます。全国的には、所有者が不明な土地・建物の応急措置のために財産管理人制度を活用した事例があることは承知しており、本町におきましても、今後策定を予定しております空家等対策計画に基づき、空き家等を調査していく中で、所有者が不明な土地・建物の問題解決の一つの手段であると考えます。

続きまして、特定空家の認定基準についてお答えさせていただきます。

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条におきまして、「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等と規定されております。

先ほど申し上げました（仮称）ですけれども、川根本町空家等対策計画におきまして、特定空家等の判断基準を規定する予定であります。具体的には、4項目の区分に基づき、空き家の状態を確認し、特定空家等に該当すると判断された場合には、川根本町空家等対策協議会に諮り、認定することになります。特定空家に関する措置につきましても、同計画で規定する予定であります。

空き家等の適切な管理は、空家等対策の推進に関する特別措置法第3条に規定するとおり、空家等の所有者または管理者にあることから、特定空家等の解決を図るため、所有者に対し法第14条に基づき助言または指導、勧告、命令、代執行の措置のほうを講じる予定であります。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、要支援者の関係でございますが、先ほど総務課長のほうから、地域防災計画の中で要支援者の支援計画ということで御説明がありましたが、やはり実効あるものにするということは、もう少し具体的な考え方が示されていないかというふうに、まず感じました。

一昨年、台風の被害によって停電が長く続いたというのは皆さんも御存じだと思いますが、そのとき、なかなか情報が地域においてこなくて、いつ停電が回復するのか、どのような状況になっているか、非常に判断に困ったという事例がございます。この地域防災計画の中でも、本部から自治会の会長のほうに連絡が入り、要支援者から避難支援者というのですか、そういう方たちが要支援者に連絡をするというような流れになっておりますが、具体的に我が町においてはここ数年、大きな災害になっておりませんので、これを実効あるものにするには、もう少し具体的な計画が必要だと考えますが、まず情報の手段、停電等の場合についてはどのような形で考えているのか伺います。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 昨年の停電の際にも御説明をしたこともございますが、要支援者に対しましても町として様々な情報ツールを使って情報をお伝えしていくということになるかと思えます。地域自治会を通じましても情報を伝達した後、地域内で地域自主防災組織、消防団等を使って要支援者になる方、支援をする側の方々を通じて情報を伝えていくといった形のところの話し合いを持っております。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 様々な障害を持たれている方があります。耳の悪い方、車椅子でないと避難できないような方、今年の集中豪雨の中で台風の被害に遭った、浸水被害に遭った方の高齢者の例でございますが、近隣の人たちの呼びかけにも応えられなくて、そのまま自宅で亡くなられた方があったということです。地域には、耳の悪い方たちもいらっしゃいます。そういう人たちが同報無線で情報を得るとか、かわねフォンで情報を得るとかというのはなかなか困難を極めると思えます。そういう人たちに情報を伝える手段として、具体的にはどのようなことが考えられるのか、考えているのか、伺いたいと思えます。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） やはり災害時において、なかなかそういうハンデのある方々に対して情報を伝達していく上で、今、議員が言われたような広報的な単一的な方法では難しい場合もあろうかと思えます。日ごろからそのような方々と、そのような方々を避難時に支援する方々との結びつきを強く持つことにより、その方々を通じて直接情報が伝達できる仕組み、つながりと、助け合いのつながりというものがまず一番重要ではないかと考えております。それが築けるような形のものを地域自主防を含めて構築をしていただくような形でお願いをしているところであります。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） まさに地域のコミュニケーションというのですか、コミュニティーのお互いに御近所様、自助、共助、公助という中で、近助というのがあるそうですが、そういう形で地域のつながりをしていくことは非常に大切だと思いますが、やはり行政の役割として、防災訓練も行っております、9月と12月に。そのような中でもう少し実効あるもの、こういう要避難支援者という方たちに対する避難計画に基づいた防災訓練の実施を各自治会に呼びかけていく必要性を感じておりますが、その辺についての考え方を伺います。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 防災訓練のあり方についても、議会でも何回か御答弁させていただいておりますが、防災委員さんをはじめ自主防との打ち合わせの中では、今、議員の言われたようなことも情報提供、お願い事としては既に出しております。実際、訓練を行っている地区もございます。そのようなところについても広く取り組んでいただけるよう、今後も御協力をお願いしていきたいと思えます。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 次に、高齢者の避難所生活における配慮、支援、高齢者だけではありませんが。ここに書かれているのは、やはり障害を持たれている方、高齢者、乳児を抱えている母親等も要支援者の中に入っております。避難所生活においては様々な人が同じ場所に避難してきております。特に認知症を患っている方たちは、一般の人たちと一緒に生活するのはなかなか困難であるという事例もございますので、避難所生活における具体的な考え方、先ほど福祉避難所という説明がございましたが、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 福祉避難所とはでございますが、議員が言われるように、一般の避難所では生活することが困難、難しいというような要配慮者を受け入れるために、社会福祉施設等を福祉避難所として指定した施設を指します。福祉避難所は、要配慮者等の特性に応じて要配慮者を受け入れることができるよう確保するということしております。

ちなみに町内では、福祉避難所として協定を締結している施設は5カ所ございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） それは計画書に多分記載されていると思いますが、わかる範囲で結構ですので、5カ所、教えていただければと思います。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 5カ所の場所でございますけれども、本川根高齢者デイサービスセンター、中川根高齢者デイサービスセンター、特別養護老人ホームあかいしの郷、小規模多機能介護ホームまつおか、小規模多機能介護ホームまつおか本川根、以上の5カ所でございます。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 様々な方が避難をしてくる、避難生活をする、避難所における要支援者等の支援であります。やはり同じ階に、その障害を持たれた方、高齢者の方、乳幼児を抱えた母親等が同じ空間で生活するというのは非常に無理があるというふうに考えますが、一度に大災害があった場合、避難所には多くの方々が、ここにも外国人ということが書かれています。そういう人たちの配慮というものは必要になってくるとは思いますが、町の考える避難所生活における支援というのを、もう少し具体的にお願いしたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 今、議員が言われた避難所とは、通常の避難所、福祉避難所ではなくて一般のいわゆる避難所での対応という形よろしいですか。

○7番（中澤莊也君） はい、そういう形で。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 一般の避難所におきましては、可能な限りそのような方とのすみ分けをできるような形が理想であるという形にはなっておりますけれども、災害発災時当初は、現実的にはなかなか難しい面もあるかなと思っております。しかしながら、避難所の運営をしていく中で、可能な限り対応していくということになるかと思っております。

また、先ほど議員の質問にありました福祉避難所への対応が必要な方についての早期の見きわめと移送といった形も、重要になってきょうと考えております。

物理的、ハード的なものの中での対応の中では、避難所資材の中で、可能な限り仕切りであるとかスペースごとの区分けができる資材等々の購入を進めており、可能な限りのプライバシーの確保とか区分けができるような準備はしております。してはおりますが、最終的にはやはり避難所運営をしていく上でのソフト的なマニュアル対応の中で様々な工夫が必要であろうというところで、避難所の対応についても日々研さんをしているところでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） それでは、被災後における日常生活等の支援について、再質問をさせていただきます。

先ほども説明がございましたとおり、要支援者というのは、日常生活になかなかもとに戻れないうまく戻れない状況が続いているということで、仮設住宅においても、そういう生活になかなか耐えられなくて病死をする方もあるという、過去の大きな災害時には起こっております。そして、やはり家が流されたり、家財が流されたりしたとき、まず必要なのは罹災証明ということが出てきますが、そういうものが迅速に支給されるような形のことを、どのような形で取り組むのか、まず伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 答弁願います。総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 罹災証明の発行につきましては、全国的にも様々な災害が起きて、様々な事例もありますし、当町の職員も災害派遣等で実際にその現場に赴いて体験をしている者もでございます。

災害の規模等により様々なパターンがあるわけでありまして、昨今の中では、早期に発行事務ができるような形のシステム的な支援を国・県を通じて受けているところであります。そのシステム対応についても、日々担当すべく職員が研修等に当たっておりますが、やはりマンパワーに限界があるところもございまして、そのような場合は、他市町、他県よりその業務の人的支援を受けるといったような形で、一刻でも早く被災者の方に罹災証明を発行できる対応をとっていくという形になっております。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） やはりまず最初にやるのがそれだと思うんですよ、日常生活等の支援という中で。そういうことも大きな要素になってくると思いますが、各市町においては、司

法書士会とか行政書士会、弁護士会とかとの連携をとりながら罹災証明の迅速な発給に努めておりますが、そういう各関係団体と協定を結ぶ考えはあるかどうか、伺います。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 今、議員言われました司法書士会、行政書士会及び弁護士会等々は既に協定を結んでございます。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） それでは、2番目の空き家・耕作放棄地等の推進ということで再質問を行いたいと思います。

建設課長のほうから、まず1点目の空き家の解体・除去の費用に対する助成を行う考えはあるかという問いに対して、考えはないという御答弁をいただきました。

私がこれを質問したのは、藤枝市において、今年からでしたか、56年の5月30日前の多分、建築基準法が変わる前の建物については、耐震の劣るものについて限度額30万だと思いますが、そういう補助をして、これ以上空き家を増やさない対策をとるという記事が載っていたのは御存じの方もあるかと思いますが、やはり空き家をこれ以上増やさない、生活環境とか衛生面、防犯面で、これ以上悪化をすることというのは、日常生活においても非常にマイナス面があると考えます。その辺について、もう一度考え方を伺います。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 今後策定を予定しております、先ほど言いました空家等対策計画、そちらのほうで、まず所有者に、その空き家の管理についてしっかり所有者のほうをまず確認し、その方に空き家の管理のほうをお願いしていくこととなります。それが一番最初の行動といいますか、空き家を確認し、空き家の状態を確認し、その空き家がどういう状態であるか、その状態により近隣の方への影響等を考え、まず所有者のほうの確認をし、所有者のほうに空き家の管理についてのお願いをしていくこととなります。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 確かに個人の所有であり、個人が管理するというのは、それは当然の義務があるというふうに思いますが、高齢者世帯、ひとり暮らしの方たちが、これから自分の相続もできないような状態も考えられる場合、古くなった建物を、空き家ではありませんが、将来空き家となるような建物があるわけです。そういうものを増やしていけば、空き家がどんどん増えて、生活環境は悪化してまいります。ですので、対策協議会の中でもう少し積極的に空き家を増やさない工夫というのを、個人の責任だけではなかなかできない部分があるというのは、解体費が非常にかかっている。そして、解体する場合、固定資産税が6倍になるということをよく聞かと思いますが、200平米以下の小規模宅地については評価額の6分の1という基準がございます。そういうものがありますので、なかなかできない状況があります。

ですので、町の一步踏み込んだ考え方として、そういうものも出てきてもいいではないか

というふうに私は考えますが、その辺について対策協議会の中で検討をしていただきたいと思います。と思いますが、もう一度考え方を伺います。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 空き家の対策につきましては、もう一つ、今、企画のほうでやっております空き家バンク等の利活用という方法もやっております。空き家の状態に応じて、そういった住んでいただくという利用もできますので、そういったことも計画の中では入れておりますので、総合的な計画により、空き家対策のほうを進めてまいりたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 再度伺います。

今言った空き家バンクの登録については、賃貸ができるし、売買もできるという状況のものが空き家バンクに登録されて、相続もできたものという条件がついております。今、町のほうで進めていこうとしているのは、特定空家の指定、そういうものをどうしていったらいいかという考え方が対策協議会の中であると思いますが、先ほど申しましたとおり、耐震性の劣るもの、そういうものが多分、特定空家に認定されると思いますので、それを解体する費用、除去する費用というものも対策協議会で考えていく必要があるのではないかとこのように思いますが、もう一度考え方を伺います。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 先ほど申したとおり、除去についての補助、支援のほうは考えておりません。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 今のことについては、前向きな検討をしていきたいということで質問を終わります。

次に、この関係で法的権利者として相続放棄された土地等の財産管理人の選任を申し出る考え方ということで、特別措置法によって、市町村も、町長も管理人の申し立てをすることができるということになったという説明がございましたが、私がここで法的権利者としてということを書かせていただいたのは、まず町のほうには固定資産税の徴収をする権利というか、債権を持っているわけです。ですので、その債権が高額に及ぶ場合については、積極的に法的権利者として、この法律がなくても管理人を申し出ることができるわけです。

先ほど一つの管理の方法として管理人の選任も考えていこうということでしたが、固定資産税がかかって相続放棄されてしまうと、徴収ができなくて、それを債権放棄という形、不納欠損という形で処理されるわけですが、その部分をなくすに当たっても、法的権利者として積極的に管理人の選任をして、管理人の方に全ての財産を管理していただき、その方が競売によって換金をし、そのお金を自分の費用に充て、残りは国庫に帰属するということですが、債権を持っている町にとっては、管理人にそれをお願いして、債権を回収する方法があるというふうに私は考えております。ですので、法的権利者として積極的に管理人の

選任を申し出る考えということについて、これは行政側、首長の考え方にあると思いますが、それを伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 答弁願います。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の話は大変難しい話でありまして、例えば所有者と債務者、いわゆる払わなければいけない人と違うということが多々あります。特に私が気になっているのは、寸又峡の場合、旅館、大変大きなものがそのまま放置されているというようなことを見ますと、何とか対応しなければ環境的にも悪いし、安全面でも悪いなという感じがしますし、PRもできないというような状況が続いているということで、そのような苦情は来ております、役場のほうへも。その中でどういう対応ができるかということを考えていきたい。

また、民家におきましては、それぞれの地区の関係もございまして、その辺は町と相談しながら対応していただくことが重要なというふうに考えております。

○議長（藺田靖邦君） 補足で、企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 今、議員の御指摘のあった件でございますけれども、平成28年から川口市で同様の案件、ケーススタディをしている段階で、まずは財産管理人になる理由が自治体があるかということ判断して、最終的には回収ができなければ、それは財産管理人にはならないというようなケーススタディをしております。ただ、利害関係に、先ほど申しましたように滞納があつて、それを土地とかやつた場合でも、回収ができなければ市の持ち出しになるというようなことで検討されておりますので、それにつきましては慎重に精査をした段階でない、一概にこの制度に乗っかってやるということではできないというふうな、ある事例がございます。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） この財産管理人の選任というのは、一つの空き家対策の有効な手段であり、今後、国のほうでも4月に、来年の4月ですか、法律を改正され、この管理人の選任ということが具体的にできるような形に法律が変わるということをお聞きしておりますので、法的権利者として財産管理人の選任に積極的に努められるように希望をする次第であります。

それで、最後の質問になりますが、もう1点、この財産管理人が選任された土地が地区にはあります。その財産管理人の役割というのか、責任範囲というものは、多分、全ての財産を自分の財産と同じような形で、日常を通じて管理せねばならないという義務があるかというふうに思いますが、なかなか、例えば静岡にいらっしゃる弁護士の方が管理人になった場合、現地に行って、その状況等を勘案しながら維持管理をするというのが非常に無理がありますので、農地等がその財産管理人のもとに維持管理されている状況等について、何か地域の人たちから苦情が出た場合、行政は積極的に働きかけをする考えがあるのか、それができるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 答弁、どなたが。農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 農地が財産放棄された場合、草等によって苦情が出るということで、管理人がいたら、そちらのほうに連絡をして、まず地区の方から役場へ連絡をいただいて、役場から管理人の方に状況を伝えて対応してもらおうという伝達はできます。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） もう一度確認します。

今のは非常に重要なことで、地域の人たちから、自治会長を通じてだと思いますが、行政のほうに、後藤さんなら後藤さんのほうに連絡をして状況等を伝え、その状況によって農地、農地の場合ということで限定されているわけですか。後藤さん、そういう行政の対応。空き家の状況等について何か苦情があった場合、それが例えば動物がそこに住んで、周りの生活環境に影響するような場合があったり、そういう苦情が出てきた場合も、行政側から管理人のほうにその状況を伝えていただいて、御指導いただけるという考え方でよろしいのでしょうか、その辺について明確な答弁をお願いします。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） さきの質問が農地ということで、今は建物ということ……

○7番（中澤莊也君） 農地、建物含めて。

○建設課長（大村浩美君） 建物でしたら建設課……

○7番（中澤莊也君） それで。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） そういう形で行政のほうから管理人に対して指導をしていただけるかどうかということを明確に答弁を願います。もう一度お願いします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 指導はできませんので、連絡をさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 建設課長に伺いたいと思います。住宅等についても同じような考え方でよろしいでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 先ほどの特定空家といいますか、空き家対策のほうで言いましたように、所有者、管理人がわかっているならば、その方への助言、指導、監督等、必要な管理についてお願いをしていくことになります。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。課長指示はできませんので、お願いいたします。

○7番（中澤莊也君） これで私の一般質問を終わらせていただきますが、やはり地域防災計画におかれましては実効あるものにしていただきたいという希望と、踏み込んだ空き家対策をする関係で、解体費・除去費等についても助成をしていただけるような御配慮をしていただきたいということで、私の一般質問を終了いたします。

○議長（藺田靖邦君） これで中澤莊也君の一般質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は10時5分とします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時05分

○議長（藺田靖邦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、澤西省司君、発言を許します。

2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 改めまして、おはようございます。2番、澤西省司です。

朝晩の寒さも厳しさを増してきました。川根本町が風邪を引かないように予防のためのチェックが必要だと感じられるきょうこのごろです。

今後も人口減少が続いていくが、今のままに近い生活環境を私たちは住民に対して残していかなければならないと強く感じています。町民のささやかな幸福や満足感を脅かす、これから起こり得るだろう川根本町の食料危機について、現状と将来にわたって安心・安全を担保していただけるよう行政に対し質問します。

メインテーマは、川根本町では、町民生活における食料品確保の重要性をどう考えているのか。

一つ目の項目として、ライフラインの定義は、電気、ガス、水道、通信とされているが、食料品も重要視するべきではないかという点であります。

近年の巨大災害から町民生活をどう守るかは、ライフラインの重要性は言うまでもありません。インフラストラクチャーとして、一般的には電気、ガス、水道、通信とされているが、川根本町の地域性からして、道路の寸断なども要因とすれば、大規模な災害時においてライフラインの確保に匹敵するほどの重要性がある、食料調達や確保を考えた場合、日ごろから食料品の確保をもっと重要視してもよいのではないかと感じています。

現在、国や県をはじめ、多くの市町において災害復旧研究が進む中で、危機管理の一環としてライフラインの災害時対応の見直しが進められている。我が町のライフラインの現状は、電気は国家的企業、ガスは県内有数の企業、水道は町が特別会計にて100%支えている。通信も全国レベルの企業だということに比較して、地元のスーパーや食料品店は個人経営です。日々の営業を何とかやりくりしている個人事業主に対して、これからも町の食料品供給をお願いしますとの一言だけで、川根本町民の食の安心・安全を担保できる規模ではないことは一目瞭然です。

町長は、この現状で本当に大丈夫と思われているのですか。私は不安です。町長の本当の気持ちを聞かせてください。個人事業主の側にもきっと、期待されてもという戸惑いの気持ち

ちがあると思います。

台風などの災害時において、放送局はコンビニエンスストアからの中継をよくするが、パン、弁当、ペットボトルなどが全て完売しているシーンをよく見かける。これについては、もともとコンビニには在庫はないから当然である。しかし、スーパーの在庫量はコンビニとは比較にならないほどである。スーパーマーケットは、民間経済活動において、在庫を持ちながらローリングストックの一翼を担っていると言える。

昨年9月30日の台風24号による県西部を中心とした大停電がありました。川根本町も停電が数日続きましたが、中部電力の修理班は島田の営業所にあります。川根本町に復旧作業に来たくても、足元の島田市で大停電が発生していれば、まずそこからというのは当然のことです。

先ほどから川根本町の地域性と言っているが、仮に道路が寸断された場合、スーパーマーケットのオーナーは市場に仕入れに行くことができず、ローリングストックがその瞬間から崩れるのです。ライフラインが復旧するまでの時間を、町として、町民の食料をどのように確保するのか、遠回りであっても市場までの通れる道路を検索し、いち早くオーナーに伝えることや、災害時における生鮮野菜をつくっている方からのスーパーマーケットへの提供をどうするかなど、災害時フォローの一つ一つが決まっていなかったことも問題です。

危機管理の一環の中で、事前見直しと実践を考えれば、災害時の停電などにおいて復旧作業を待つのみであった食料品店に発電機を導入して、バックヤードの冷蔵庫や冷凍庫の在庫を守ることは、町民の食料や食料品店を守ることにともなるが、今まで考えたこともなかったなどということもないと思いますが、このような緊急時対応はできないことなのでしょうか。

食料品全般を考えるに当たり、入り口をライフラインからとすれば、わかりやすい話になると思って申し上げているのですが、平時においても町内の高齢者にとって地元スーパーの重要性ははかり知れないものがある。

二つ目の項目、川根本町の地域性からして、平時においても地元スーパーは町民のライフラインそのものではないかという点について。

平成20年に8,900人いた人口は、平成30年に6,900人と、10年で2,000人減少しました。現在6,700人を切り、令和10年には4,500人くらいの小さな町となる可能性があります。これは、平成20年の約半分の人口です。町が小規模になっても、昔に比べれば多少不便になったけれども、何とか食料品も買うことができるから暮らしていけるよと言っただけのように、今後、行政は、町民の日常生活において、食料品の確保に関して何らかの方向性や対策等の計画を立つ必要があると思いますが、いかがですか。

民間事業者は、利益の中からその全ての必要経費を払わなければなりません。ですから、人口減少は大きな問題です。平成20年から30年で2,000人、22.5%の人口が減ったということは、売り上げが単純に22.5%減少したと見るべきです。令和10年には4,500人くらいの町となり、今後減少方向に向かうとすれば、売り上げは最大30%以上のダウンに向かっていく

おそれがあります。これは大変な事態だと思いませんか。わかりやすく言えば、地元のスーパーがなくなる可能性が出てきたということです。地元のスーパーがなくなる危機が迫っている状況で、何もせずに見過ごすようなことは、住民の生活を守る行政にとって絶対にあってはならないことです。

三つ目の項目として、地元スーパーの状況をどのように捉え、どのように今後考えていくかについては、後ほど質問席に戻り、時間があれば、私が作成した状況調査票をもとに、自分なりの分析を発表しますが、ここでは、今後当町には大型スーパーが入ってこないということ的前提に主張したいと思います。

平成の資本主義は、企業間の支店拡大、フランチャイズの店舗数の増大や拠点確保、規模の拡大・進出競争の時代と私なりに捉えています。しかし、平成も後半からは、規模の見直しや不採算店の撤退、統合・合併が始まっている。令和の時代はまさにその整理統合による巨大化、系列化の時代に入っていくと思われる。そんな中、平成の時代に川根本町に大型スーパーが進出してこなかったということは、令和の時代に大型スーパーが進出してくるなどあり得ないと考えています。

では、どうすればいいか。今ある地元のスーパーを守っていく以外、町の食料事情を維持していくことはできません。町長は、個人事業主が経営をやりくりしている今のままの状態でも今後もいけると思っているのでしょうか、不安な点はないと言えるのでしょうか、お考えをお聞きます。

現在、車で自由に買い物に出かけられる人も、やがてはできなくなることを、そこでしか食料調達ができないお年寄りを見て、将来の我が身と理解しなければならない。現在、町には2店のコンビニエンスストアを除き、6店の生鮮食料品店があります。昔ながらのスーパーですから、様々な面で脆弱な要素を抱えています。車を手放した人や徒歩でしか行けない人たちにとっては、かけがえのない食料調達の場所なのです。まさにライフラインそのものではないでしょうか。

町民に食料を調達してもらうには、最低限、町営バスやデマンドタクシーで行けるとところにスーパーが必要だと思います。地元のスーパーを残す努力は、行政の大きな責任と課題だと思いますが、いかがですか。

四つ目の項目として、地元スーパーの経営に危機的状況があるとすれば、支援の検討は緊急を要すことになるについて。

さらに個々の状況はというと、スーパーは生鮮食料品を扱うに当たり、オープンケースという冷蔵庫を使用しています。全てのオープンケースは、動力源のコンプレッサーから出る冷却ガスが配管を通して各オープンケースに行き渡り、連結され、一体化している。そのシステムが、大半の店において40年前後の使用で耐用年数を過ぎている。毎年複数回、機械メーカーの修理が入っているため、利益の一部が、機械修理で必要経費として消えている現状があります。人口減による利益の低下だけでなく、食品業界には賞味期限や消費期限など

による廃棄処分などが、さらに利益率を押し下げる要因となっている。このように利益の出にくい体質となっているため、臨時出費に対応できない事情があり、機械の更新ができない状況が続いている。

今後、機械の更新ができるかできないかで、事業の継続の可否が決まる可能性は極めて高くなっているため、支援を考えた場合には、機械の更新は最大のポイントとなり得るので、現状調査に着手する状況になった場合には、どのような支援が必要になっているのか、どこまでの支援が必要なのか、その点を行政側に十分調査し尽くしていただけることをお願いします。町長には、適切な指示を出していただけるよう重ねてお願いいたします。今回の私の一般質問で、事業継続の可否の部分が、行政に一番関心を持ってもらいたい部分であります。

五つ目の項目、地元スーパーの経営がさらに弱体化すると、さらなる危機がある以上、食料品をライフラインに入れることは必然ではないかについて。

食料品を川根本町のライフラインに入れるということは、食料確保のために地元のスーパーに行政として支援の手を差し伸べるという考え方のことです。私は、地元スーパーの必要性や重要性をこのようにも捉えています。もし地元スーパーがなくなったらどういうことが起こり得るだろうか。個人の家庭では、宅配やコンビニエンスストアの活用、移動販売の利用、自家農園での野菜づくりなどのほか、町外にいる子供たちが週1回でも食料を届けてくれれば何とかなるかもしれないが、町内で食品にかかわる事業として、食堂、レストラン、居酒屋、旅館、民宿、民間給食会社をはじめ要支援者を預かる施設、学校給食、保育園に至るまで、仕入れをして、初めて経営ができる多数の事業者がいるわけです。スーパーなくして経営は成り立ちません。もちろん地域や会社の懇親会、慰労会、歓送迎会、忘年会に至るまで、全て他の市町まで出かけるような不便極まりない状態になってしまいます。時節の行事に当たる何々会などは、なくてもいいという人もいるでしょうが、日本の生活習慣のような文化がこの田舎町からなくなっていくのも寂しい話ではありませんか。

さらに、町が力を入れている移住・定住で移住してきた人たちも、食に関連した事業やカフェを始めることも現にあります。千年の学校では、近ごろ外国人富裕層が日本人の古くからの暮らしぶりに強い関心を持っているとのことで、今後、古民家的なところへ宿泊者が増加するとの話だが、我が町の農家民宿を経営する高齢の方々が、ほかの市町まで仕入れに行かなければならないなど、あり得ません。町が移住・定住などに力を入れている事業も、足元に不安がある以上、力の入れ方のバランスが悪いと感じている次第です。

スーパーマーケットがなくなれば、不安や動揺が町全体に広がることは、危機管理の上でも十分考えられることです。それがきっかけとなり、負のスパイラルが発生するおそれを危惧します。川根本町食品業界全般の崩壊の危機が、町全体の危機へのスパイラルを引き起こすきっかけになる可能性をはらんでいると言える。町長は、このような危機の連鎖が発生するおそれを未然に防ぐ対策をどのように考えておりますか。

そればかりか、ほかの市町に移転しても仕事が継続できる企業は、当然移転もあるだろう。

流出は果たして企業だけで済むだろうか。遠くない将来、我が町が砂上の楼閣であったのかなと年老いた町民に言われる局面だけは絶対に迎えるわけにはいかない。

町の食料事情を個人事業主だけに任せていては、耐用年数の過ぎた設備、市場の縮小、賞味期限・消費期限などによる商品の廃棄、商品の流通状況の悪化による品不足など、そのほかスーパーマーケットを取り巻く環境の悪化などで、町民のための食料供給は限界に近づきつつあることを再度申し上げて、今年度中に地元スーパー6店の現状における聞き取り調査を行い、営業内容はもちろん、そこでしか食料調達ができない町民がいることなど、事の深刻さを十分理解していただき、商工会の皆様とも問題を共有して、川根本町の末代にもわたり、町民が食料調達を安心してできるよう、町民のための食料品安定供給検討チームを立ち上げていただくこと以外に、町の食料危機全般を乗り越える手はないと思いますが、町長のお考えはいかがですか。

この食料品事情の問題は、担当課だけに任せるのではなく、令和10年に向けて町長御自身の食料品調達問題と捉え、自ら陣頭指揮をとることが問題解決の第一歩であると思いますので、あわせてお考えをお聞きします。

以上をもって演壇からの発言を終わります。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの澤西省司君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、澤西議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

大変多くの問題点の御指摘をされましたけれども、その中で一番は、食料をしっかりと対応できるように確保しろというようなことが大きなテーマというふうに考えております。その中で、現在、町内の食料品店の数でございますけれども、今、6店舗とおっしゃいましたけれども、町のほうでは8店舗というように確認をしているということでございます。当然ながら店舗数も近年大変減少する中ではございます。町と商工会では、売り上げ増加セミナーの開催やプレミアム商品券による町内事業所の利用促進に加えまして、事業継続チャレンジ補助金などによる支援事業を行っているというところであります。

しかしながら、今後、様々な要因によりまして、今以上に食料品店の経営弱体化に伴いまして、廃業や撤退が増えれば、多くの方々が食料品購入に苦慮するということが懸念をされるところであります。全国的に見ましても、中山間地域や過疎地域など、高齢化や人口減少が進む地域では、スーパー撤退などによりまして小売店の減少が進み、その補完といたしまして、民間によります移動販売や宅配サービスを実施をしているというところもございます。

本町におきましても、町外から移動スーパーでの販売を新たに始めている事業者もいるというようなこともお聞きをしております。このような民間による移動、訪問販売のさらなる充実も期待するところではありますが、何よりも町内の食料品店の経営が弱体しないよう、情報収集、情報提供をしていく中で、店舗の利用促進や支援等を商工会と連携を図りながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、災害時の備蓄につきましては、基本的には1週間をめぐりに対応しているということが町の立場でございます。

それから以前、これ大変古くて申し訳ないんですが、旧の本川根町の当時、このような大型消費財がどのような形で対応ができていて、購入体系ができていてということ調べたことがございます。そうしますと、大型の消費財、いわゆる電気製品、洋服、その他もろもろございますけれども、車も含めて、8割以上が町外であったというような経緯がございます。そのように地域は意外と町外から調達する比率が多いということもございます。これは当然ながら鉄道がある、また、意外と中心市街地に近いと、静岡市、島田市になりますけれども、近いと。車でも往復できる。また、通勤・通学の人非常に多かったということもございまして、その皆さんが買い物をして通勤・通学で利用するということ。

それからもっとすごいなと思ったのは、飲食施設、いわゆる飲み食い、これも非常に町外が多いというようなことが以前はあったということ承知しております。

そのようにどのような背景か詳しくはわかりませんでしたけれども、そのような背景がこの地域にはあるということも一つ考える必要があるのかなということを今、質問を受けて感じたといいますか、思い出したという経緯がございます。

いずれにしても、今言われたように大変、生鮮食料品を売っている皆さんのお宅が少なくなっているということは、当然、便利さを考えますと、不便になっているということを加味しなければいけないということで、町がどこまでできるかというのはなかなか厳しいというところもあると思います。

というのは、町がかかわり合まして、どのような形が対応できるかというのもまだ考えてはございませんけれども、果たして個別にそのような応援といいましょうか、支援ができるかどうか、その辺のことも含めて考えないと、ある事業者に対しましては町が補助しているよと。そうしますと、コストは大変低くなりますけれども、大変その備蓄する日数等によりまして、負担の割合が違うということもあるものですから、その辺の少し詰めなければいけないものはたくさんあるなということを感じております。

いずれにしても、便利さといいましょうか、そのようなものがなくなると大変厳しいということで、今あちこちの女性の皆さんは、大変苦慮しているということも承知しておりますし、また、高齢になって大変買い物に行けないという方は、乗り合いで車を運転して行ってもらって対応しているということも承知しております。そのような不便さに対応するにはどうしたらいいかということは、大きな課題として町も問題意識を持って対応する、そのような必要があるということ痛切に感じているところであります。

よろしくまた御指導をいただきたいというふうに思います。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 今の町長の答弁をお聞きしまして、町外などにおいて食料調達、現実8割ぐらい、いろんな事情、子供が下に通っている等々ありまして、飲食も含めまして、そ

れは間違いないと私も感じている次第であります。

それで冒頭に、町内、今8店舗、生鮮食料品店があるというお話でしたけれども、私は6店舗と捉えております。コンビニは違うんじゃないかと、生鮮食料品店ではないと捉えておりますので。そこら辺の数の違いをちょっとチェックしたいとは思いますが。

現在、令和の時代に入りまして、食料品店、私は8店舗あったということは承知しております。しかし、現在は6店舗、令和の時代になってから2店舗廃業しているということです。どことどこか状況を把握しておりますか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） ただいまの店舗数の確認ということでお答えさせていただきます。

店舗数につきましては、あくまでも店舗ということで、一食料品につきましては、店舗数2店舗、店舗があるところもございます。店舗につきましては、北部、旧本川根地区で5店舗、旧中川根地区で2店舗、うち1店舗については2店舗、店舗数を所有ということで、合計8店舗ということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 2店舗廃業しているんですけども、それも入れてあるんでしょうか。これは除いてあるんでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 店舗数につきましては、商工会のほうへ確認もしております。そのような中で、先ほど言いましたように旧本川根地区で5店舗、旧中川根地区で2店舗、うち1店舗は店舗数が2店舗あるということで、あくまでも店舗数の数字で8店舗ということで聞いております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） わかりました、支店も入れているということですね。

先ほど町長のお話の中で、支援の仕方も幾つかあるというようなお話がありました。しかし、現実、私はそれは生きていない支援でないかと思っております。それはなぜかといえば、やはりもう耐用年数が過ぎているオープンケース等の冷蔵庫が交換できていない、そういう事情があるからです。

この支援が非常に重要だということを私が痛切に感じるのは、地元のスーパーを残す努力は、行政の大きな責任ですということは先ほど申し上げたんですけども、これは10月1日から消費税が8%から10%に値上げをしました。国が努力をした部分に私は注目したいのです。レジの交換が必要なスーパーや中小の小売店に対して、国は相当の補助をしております。補助の内容は御存じでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 答弁はいいんですか。2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） ちょっと数字的に細かいところもありますので、私のほうからちょっともう少し話をしたいところがありますので。

国の意向でレジを交換しなければならないという状況で、国は零細企業やそういった小さな町でもレジが交換できるように補助率を75%という大きなパーセントにしました。上限は20万円ほどですけれども、全国に物すごい数の小売店舗があります。その全てに対して補助をやっているということは、相当な額になるんですけれども、レジは、安いものでは30万から40万円、上限20万円ですけれども、75%補助ということは、この8%から10%の消費税の値上げでレジを何としても更新していただきたい、それと、これをきっかけに廃業しては困るという国の強い意向が私はあると考えております。

何を言いたいかということ、利益の出にくい体質の地元スーパーを残すためには、今までの支援というようなあり方では、現状、廃業が近いみたいな感じの、もう本当に危機的なことを私は先ほど言いましたけれども、事実、手厚い補助率を設定しない限り、どうしようかといった場合には、廃業の道を選ぶ確率は高いということを言いたいんです。この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 支援の関係でございますが、ただいま議員のほうからレジの補助、国の補助かと思いますが、お話がありました。その辺につきましても、商工会のほうへそういう支援が来ているかどうかはちょっと確認しないとわかりませんが、ただいまの支援の内容につきましても、やはり今、レジでは75%ということでございますが、商工会のほうでもいろいろな支援の事業補助がございます。やはりその中では、機械の更新、経営を向上するための機械の更新や新設等の補助がございます。やはりこのような状況でございますと、経営者にとりまして、今後の後継者問題、また、店舗の継続、その辺もあると思います。そのような中で、先ほどレジの補助ということもありましたが、その辺につきましても、商工会にも確認をしていきたいと思っております。

また、支援につきましても、いろいろ先ほど町長のほうからありましたように、個人的な支援というものなかなか難しいと思っております。あくまでも店舗として継続をしていく中での更新、または増設というような支援はございますが、現況ではそのような状況でございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 支援という話を先ほどから伺っておりますけれども、具体的に、増設とか商品販路拡大というような点については支援の筋道はついておりますけれども、私が先ほどから言っているのは、この町に食料品がなくなってしまうのは困るのではないかという1点なんです。なくなってしまうのは困る。販路拡大とか増設、店舗拡大とかというような上り調子のような話ではないんです。ですから、今までのそういった支援は、はっきり言って役に立って

いない、現状に対して。そういうことを言いたいんです。このままにしておけば、やめざるを得ないということがありそうなものですから、非常にそこを危惧しているわけです。ですから、論点がちょっとね、私の言っていることと、行政がこのような支援をしているということと、その支援のあり方もちょっとずれがあるんじゃないかと私はこう考えているんですけども、その点の支援のずれということについてはいかがですか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） まず、今、商工会のほうでは経営指導員が巡回をして現況の調査等をしております。月20回ほど巡回をしている中で、ある程度の大まかな現況は把握をしていると思います。そのような中で、今後、例えば食料店に絞ってどのような現状かと、どのような問題があるのかと、そういう調査は商工会のほうでも可能かと思っております。そのような中で支援についても商工会と連携をしながら進めていくような形で考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） そのようにしていただきたいと思っております。現状調査を十分し尽くさないと、個々の店舗によって状況が著しく違っているということが、私も各店舗のオーナーさんといいますか、店主さんと30分から1時間、ずっとじっくり話をしてきたわけですが、そういった中で、いきなりどうこうという支援はなかなか難しいです。今、課長が言われたように現状調査をするということが基本中の基本だと私は思っております。

そして、先ほど廃業の話をちょっと私のほうでしましたけれども、廃業した時期が私はちょっと気がかりなんです。今年、令和に入ってから2店舗、生鮮食品店が廃業しております。つかんでいるかどうかはわかりませんが、そのうちの1店舗は、よく機械の修理屋さんが入っていたことを私は以前からずっと知っておりました。この機械というのは夏場に壊れるんです、冷却装置は。回りっぱなし、最近の温暖化で非常に暑い日が続きます。ですから、今年の夏を乗り切れるか、機械が壊れて。そういう心配をもう既に私は今しています。この時期に現状調査をしていくというのが一番大切なことでもあります。ですので、この時期にどの程度乗り切ってもらえるかということも、現状調査をする上で非常に重要なポイントとなるということなものですから、その辺を先ほども言ったように、十分調査し尽くしてほしいと、そういったことで、調査をし尽くすというお考えについてお伺いします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 現状調査という点でございますが、先ほども申し上げましたとおり、経営指導員による巡回ということで、現状のほうを商工会のほうで把握しております。10月までに258件というような巡回をしております。やはりそのような中で、食料品店のいろいろな分析とか、それに伴う事業計画の支援とか、セミナーとかも開催をしているわけですが、まずは、このような中で商工会さんを通じて現状調査をしていくのが一番

かと思えます。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） よろしく願いいたします。私もそのとおりの願いがございます。

ちょっと時間も少なくなってきましたので、では、ちょっと私のほうから、流通の問題です。これ質問してもちょっといろいろ難しい面もありますので、簡単に一つ。もし川根本町にスーパーが一つになった場合、そういう想定をしたことありますか。想定をした場合、こういうような感じになると思います。

一般的には、皆さんは一つになる過程において、そこそこだんだん大きく、大きな規模になって、何とかやっていってくれるじゃないかというふうに考えると思うんです。そこそこは大きくなります。でも、これを大きな市町の例でいいますと、一つの大きいスーパーが廃業した場合、周りのスーパーにお客さんが普通当然行って、2割、3割増えるだろうと想定、考えますけれども、実際はそうはなりません。市なんかは大体1割行くか行かないかです。なぜか。買い方のパターンが変わっちゃうんです。川根本町なんかも変わります。なぜか。遠くへ行くことができないから移動販売を利用する、それとか宅配を頼む、そういった要するに食品調達の形態が変わってくるんです、個々は。お父さん、おじいさん、もう買い物行かなくていいよ、俺、毎週運ぶから、移動販売が来たときだけ買って来てりゃいいよ、そういうことが今後起きるとすると、なおかつ地元の食料品店が苦しくなる状況があらわれます。

先ほど町長、移動販売が来て非常によろしいみたいな話をしたんですけども、そういうえば便利で。しかし、それは地元の食料品店にとっちゃ非常に脅威です、逆に。

それともう一つ言わせてもらおうと、先ほど私は演壇で、個々の家庭はそれでもいいがと言いましたけれども、スーパーがなくなった場合、事業主がほとんどやっていけないですよ。要介護者を預かる施設だって、仕入れをして昼食を出す、全てそうなんです。ですから、私が先ほどから言っているのは、スーパーがなくなると、一般の個人よりも食料品店が危ない、そういったことを最後に、今、もう一つ、再度確認する意味でお伝えしたいということがあります。

それと最後、吉田町ではコメリが今、一つできております。それは、川尻に、海岸の近くです。コメリというのは小さい市町に小さい店舗で入ってくるのが特徴ですけども……

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君、質問の時間を超えましたので、的確にお願いいたします。

○2番（澤西省司君） はい。そこはコメリという名前ではありません。そこはパワーコメリという、私の想像ですけども、官民一体となって災害時に避難させることのできる想定をしてつくったという、大きな建物でございます。高さはタワー避難地、タワー避難の海岸にある、あれと同じぐらい規模の大きな高さで、いざというときには避難させよう、あの川尻に住民はろくにいないのに、巨大なコメリをつくった。そこは町の官民一体となっている。そういった考え方で、今後も川根本町は官民一体となって町民の食料支援を考えていただき

たいと思います。

以上で発言を終わります。

○議長（藺田靖邦君） これで澤西省司君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩とし、11時より再開としますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（藺田靖邦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



**◎日程第2 議案第49号 川根本町会計年度任用職員の給与及び費用
弁償に関する条例の制定について**

○議長（藺田靖邦君） 日程第2、議案第49号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、第一常任委員長の報告を求めます。第一常任委員長、石山貴美夫君。

○第一常任委員長（石山貴美夫君） それでは、本定例会で第一常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

12月2日の本会議において、議案第49号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての付託を受け、審査を行いましたので、その審査の経過と結果について御報告いたします。

審査は、令和元年12月6日金曜日、午前10時から10時46分まで実施いたしました。審査の場所は、川根本町役場本庁3階大会議室であります。出席者は、私を含め第一常任委員会委員6名全員の出席であります。傍聴者は、当委員会委員ではない3名の議員と、一般の傍聴者が2名であります。また、提案者である町長、副町長のほか、説明員として野崎総務課長、澤口課長補佐兼行政庶務室長が出席しております。

審査の主たる内容を報告いたします。

審査は、担当から条例について詳細な説明を受け、それに対する委員からの質疑、行政側の答弁という形で進めてまいりました。

質疑、答弁について、主なものを御報告いたします。

質疑、改正の主な点は、現在の臨時職員を年度雇用にするなどの改正か。答弁、正規職員と非正規職員の雇用条件等の不均衡を是正するため、雇用期間の考え方を含め、制度の改正

を行ったものである。

質疑、制定の内容について、支給する給与、報酬、費用弁償などのほか、その他必要事項とは何か。答弁、給与・諸手当に関する規定や、その支給方法等について規定している。

質疑、現在の常勤職員、臨時職員の人数について。答弁、常勤職員として行政職・労務職職員を合わせ153名、臨時職員については99名である。

質疑、パートタイム職員の手当について、どのようなものがあるか。答弁、期末手当のほか、時間外勤務や通勤、旅費に関する費用弁償等を規定している。

質疑、現在の臨時職員がどのように移行されるのか。答弁、介護認定調査員、学校給食調理員、ごみ収集職員などはパートタイム会計年度任用職員として雇用していく。その他の職種においても勤務状況を精査し、調整していく。

以上であります。

審査の後、討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上で、議案第49号の委員会付託に関する第一常任委員会審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（藺田靖邦君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第49号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第49号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

◇

**◎日程第3 議案第50号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正
する法律の施行に伴う関係条例の整備に関
する条例について**

○議長（藺田靖邦君） 日程第3、議案第50号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

本案について、第一常任委員長の報告を求めます。第一常任委員長、石山貴美夫君。

○第一常任委員長（石山貴美夫君） それでは、本定例会で第一常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

12月2日の本会議において、議案第50号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての付託を受け、審査を行いましたので、審査の経過と結果について御報告いたします。

令和元年12月6日に議案第49号と一括して審査を実施いたしました。したがって、審査の時間、場所、出席者、傍聴者、審査方法等は、先ほどの報告で申し上げた内容と同じであります。

質疑、答弁について報告をいたします。

質疑、条例案第7条において、交通指導員の年額報酬8万4,000円が削られているが、交通指導員自体を廃止するのか、それとも報酬がなくなるのか。答弁、交通指導員については、会計年度任用職員に関する制度上、現行の特別職非常勤職員ではなくなるため、新たに制度を設け対応していく。

質疑、関連規定などは残すのか。答弁、条例からは削るものである。設置要綱はあるので、町長の委嘱という形になる。

以上であります。

審査の後、討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上で、議案第50号の委員会付託に関する第一常任委員会審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（藺田靖邦君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第50号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第50号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第4 川根本町議会議員派遣の件

○議長(藺田靖邦君) 日程第4、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしました。



◎閉 会

○議長(藺田靖邦君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和元年第4回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年12月18日

議 長 菌 田 靖 邦

署 名 議 員 坂 本 政 司

署 名 議 員 野 口 直 次